第三次行政改革大綱における達成状況の評価基準

参考資料

第三次美祢市行政改革大綱における達成状況の評価は、数値目標を設定している実施項目と、設定していない実施項目があることから、それぞれの取組状況と、数値目標の結果を踏まえて、実施年度の達成状況を評価する。評価の選択肢及び判断基準は、次のとおりとする。なお、計画の達成（完了）は、達成状況の評価とは別に示していくこととする。

(1)　評価の選択肢

S	A	B	C	D
大幅に計画を上回る	計画を上回る	計画どおり	計画を下回る	大幅に計画を下回る

(2)　評価の判断基準

①数値目標を設定している場合

行動計画 数値目標	計画を上回る （期限を前倒し又は計画を上回る内容）	計画どおり （期限、内容とも計画どおり）	計画を下回る （期限より遅れた又は計画を下回る内容）
目標を上回る （目標値に対して110%以上）	S	A	B
目標どおり （目標値に対して90%～110%以上）	A	B	C
目標を下回る （目標値に対して90%以下）	B	C	D

※複数の数値目標を設定している場合には、それぞれの数値目標の結果を基に総合的に判断

②数値目標を設定していない場合（又は設定した数値目標での評価が困難な場合）

	計画を上回る （期限を前倒し又は計画を上回る内容）	計画どおり （期限、内容とも計画どおり）	計画を下回る （期限より遅れた又は計画を下回る内容）
行動計画	A	B	C